

【よくあるお問合せと答え】

(Q.1) いばらき県民割 および どうみん割 とは、なんですか？

(A) いばらき県民割 および どうみん割 とは、茨城県と北海道の住民を対象とするフェリー運賃割引です。茨城県または北海道にお住まいのご本人のみご利用いただけます。

(Q.2) 利用方法はどのようにすればよいですか？

(A) 弊社のインターネット予約にて、いばらき県民割 または どうみん割 をご選択ください。お電話のお申込みは割引対象外となります。また、乗船当日は本人確認・居住地の確認いたしますので、乗船手続の際に割引対象者全員の公的書類（＊）（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、国民年金手帳等の住所が確認できる書類、現住所が記載された学生証など）をご提示ください。＊コピー不可

(Q.3) 本人確認・居住地の確認について公的書類記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいでしょうか？

(A) 公的書類に現住所の記載がない場合、または記載されている住所と現住所が異なる場合は、公的書類と組み合わせて次の補助書類等もご用意ください。

<居住地確認 補助書類>

乗船日より3か月前までに発行された公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の請求書・領収書等（現住所及び氏名が記載されたもの）など。

(Q.4) 引っ越しで茨城県外（または北海道外）に住んでいます。本籍が茨城県（または北海道）ですが、割引の対象になるのでしょうか。

(A) 本籍が茨城県（または北海道）でも、茨城県外（または北海道外）に在住されている場合は対象外となります。

(Q.5) 引っ越しで茨城県（または北海道）に住んでいますが、割引は適用になるのでしょうか。

(A) 公的書類に記載されている住所と現住所が異なる場合は、【よくあるお問合せと答え】(Q.3)をご覧ください。

(Q.6) 乗船当日、公的書類を忘れた場合はどうなりますか？

(A) 公的書類を忘れた場合は、いばらき県民割 または どうみん割 は適用されません。例えば、2人で予約したが、1人が公的書類を忘れた場合、現住所の確認がとれた1名のみ割引対象とします。

(Q.7) 家族で乗船する場合、家族全員分の書類が必要なのでしょうか。

(A) 家族でご乗船される場合も、ご家族全員分の公的書類が必要になります。

(Q.8) 子どもの公的書類は何を提示すればよいですか？

(A) パスポート、マイナンバーカードで本人確認を行います。

パスポート、マイナンバーカードが無い場合は、「健康保険証と母子手帳」「健康保険証と在学証明書」などが対応できます。

(Q.9) 公的書類にはどのような書類がありますか？

(A) 公的書類（＊）とは公的機関が発行する免状・証明書のことを差します。＊コピー不可。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・健康保険の被保険者証
- ・住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・個人番号カード〔マイナンバーカード〕
- ・年金手帳、基礎年金番号通知書
- ・戦傷病者手帳
- ・在留カード、外国人登録証明書、特別永住権証明書
- ・区民証、市民証、町民証、村民証
- ・住民票の写し（発行日から3か月以内）
- ・運転経歴証明書
- ・宅地建物取引士証
- ・無線従事者免許証
- ・船員手帳
- ・現住所が記載された学生証